

令和3年八千代市農業委員会

第1回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第1回総会議事日程

開催日時	令和3年1月8日(金)午後1時30分～午後3時35分
開催場所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第8号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第6号	農地法第3条下限面積(別段面積)の設定について
議案第7号	農地の賃借料情報の提供について
議案第8号	八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (14名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛(遅参)
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登

7 志 田 啓 佑
10 立 石 秀 夫
13 櫻 井 正 浩

8 戸 田 真 一
11 中 臺 保 美

9 長 岡 勇
12 今 井 茂

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀
主事 柳田 惇

次長 石原 雄二

主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さまはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中14名、推進委員は13名中12名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第1回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>13番 齋藤委員，1番 市川委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第8号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>

<p>局長</p>	<p>(立石猛推進委員 入室)</p> <p>本件は、12月25日、地区担当の中臺推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。</p> <p>申請された生産緑地は、高津宮ノ前の畑4筆で、南高津小学校の南東約300メートルに位置しています。</p> <p>この農地は平成4年に生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、死亡により、今後耕作を続けることができないため、このたび買い取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買い取り申出に際し、生産緑地法の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照合したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、このたび証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>中臺推進委員どうぞ。</p>
<p>中臺 推進委員</p>	<p>11番 中臺です。</p> <p>去る12月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があつたとおり、事由発生者が死亡したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買い取り申し出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であつたことの証明を発行することについては、問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第4条の件、県許可分、 1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件は、12月25日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図2ページをご覧ください。島田台神明脇の畑1筆で、島田台病院の西約390メートルに位置しております。また、土地利用計画図は3ページにございますので、併せてご覧ください。 申請理由は、土地の有効利用について検討した結果、長屋住宅による賃貸事業が適していると判断したことや、申請地の隣接地で長屋住宅を経営</p>

	<p>していることから、隣接する所有地と一体で長屋住宅の建設を計画したいとするものです。</p> <p>申請地は、農地以外の土地に囲まれた 24 平方メートルと狭小な農地で、一体の開発に併せて転用するものとなります。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が 10 ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第 1 種農地及び第 3 種農地にも該当しないため、第 2 種農地と判断される土地です。</p> <p>第 2 種農地は許可基準について土地の代替性が問われるものですが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は、融資証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、借受人はおりません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地はありませんが、土砂等の流出がないように開発を行うとのこと。上水道は、市営水道より給水すること。雨水及び排水は、開発区域内に浸透施設及び合併浄化槽を設置し、それぞれ処理を行い、オーバーフロー分については既存のポンプ槽を経由し、既設の U 字溝へ放流すること。工事中は、仮囲い及びガードマンの設置により、防災対策を施すことを確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8 番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8 番 佐藤です。</p> <p>去る 12 月 25 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地は、農地以外の土地に囲まれた 24 平方メートルと狭小な農地で、一体の開発に併せて転用するものですので、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

島村委員	<p>3番 島村委員どうぞ。</p> <p>3番 島村です。 申請地は24平方メートルで周りは農地以外の土地に囲まれているとのことですが、なぜこのような残り方になってしまったのでしょうか。</p>
申請人	<p>もともとは面積の広い土地だったのですが、周囲が開発されて宅地になっていった結果、この24平方メートルだけ残地として余ってしまったという形になります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>

議長	<p>●議案第3号 農地法第5条の件，県許可分， 1番について，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件は，12月25日，地区担当の加茂委員，志田推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図4ページをご覧ください。米本蛸池台の畑1筆の一部で新八千代病院の北約120メートルに位置しています。土地利用計画図は次の5ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は，対象地で営農を行っている譲受人の農機具を置くため，農業用倉庫を設置したいとするものです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は，まず農地区分は，当該地は，農用地ではないこと，また，農地の集団規模が10ヘクタール未満であること，市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから，第1種農地及び第3種農地にも該当しないため，第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われるものですが，農業用施設などの，農業振興に資する施設に供する場合には例外的に許可できるとされていることから，今回の転用目的は農業用倉庫の設置であり，基準を満たしていることを確認しています。</p> <p>申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は，残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は，当該地に借受人はなく，妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は，周辺農地は，譲受人が耕作しておりますが，営農に支障がないよう被害防除に努めること，工事中は注意の立看板を立て，事故のないように配慮することを確認しています。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 志田推進委員どうぞ。</p>
志田 推進委員	<p>7番 志田です。 去る12月25日に現地調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されておりました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、譲受人の農機具を置くため、農業用倉庫を設置したいとするものですので、今回の申請について問題ないものと考えます。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則 委員	<p>10番 立石です。 この農業用倉庫の具体的な利用方法について説明していただけますか。</p>
申請人	<p>軽トラの上に蒸気消毒器を乗せる予定です。土壌消毒する際に蒸気消毒を考えておりますので、その保管場所として。また、記載のとおり肥料と農薬、それから、選果する作業場として使います。あとは、各農機具になります。今回ハウスの費用をおさえるために、ビニールを原反で購入しておりますので、その置場として使いたいと思っています。</p>
立石委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 6番 將司委員どうぞ。</p>
將司委員	<p>6番 將司です。 申請地は畑の真ん中に近いですが、なぜこの位置になったのですか。</p>
申請人	<p>このあとに、ビニールハウスを建てていきます。真ん中を通路として使いますので、そこに一番アクセスが良いところということで、この場所にしております。</p>
將司委員	<p>端の方が土地をもっと有効に使えると思うのですが。この図でいうと右</p>

	側とか。
申請人	道路から入ってきやすいところは，車を置く予定にしています。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第3号の1番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。
議長	議案第3号の1番について，申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第3号の1番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	次に，申請番号2番及び3番について，審議及び採決を行います。 2番及び3番について，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。
	【2番及び3番 申請人入室】

議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2番及び3番）
局長	<p>本件は、12月25日、地区担当の鈴木委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図6ページをご覧ください。勝田大作の畑2筆の一部で勝田台病院の南約140メートルに位置しています。土地利用計画図は7ページ、造成断面図は8ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、隣接地で宅地造成が行われ、申請地との高低差が約2.5メートルできるため、作物の日照不足を補い有効的な営農が行えるよう、土砂の埋立てを行い農地の造成を行うものです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地は原則不許可となりますが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために、農地を一時的に利用することが必要であると認められる場合には、例外的に許可できるとされていることから、今回の転用目的は農地のかさ上げを行い、日照不足を解消するために行われるものですので、基準を満たしていることを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、境界には簡易土留めを設置し、土砂等の流出を防止すること、工事中は周囲に防塵ネット等を設置し、周辺地に被害を及ぼさないよう行うことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る12月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、作物の日照不足を補い有効的な営農が行えるよう、土砂の埋立てを行うとのことですので、今回の申請について問題ないものと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>畑のかさ上げということですが、他から土を持ってくるわけですよね。原発以降、低汚染度の地域が千葉県もありますけれども、きちんとした形で土を持ってくるのが可能なのでしょうか。</p>
申請人	<p>八千代市さんは指定事業にもかかりますので、当然検査項目をクリアしたものを持ってくる形になります。</p>
花島委員	<p>その土はどこかに提出されるのですか。</p>
議長	<p>クリーン推進課の方に搬入届として、検査票をつけなければいけないのですから、そちらをつけますし、地主の方からもしっかりした土を入れてほしいと言われておりますので、入れる前に土を見て搬入したいと思います。</p>
花島委員	<p>見ただけではわからないというものもありますよね。そのあたりはきちんと数値で示せますか。</p>
申請人	<p>はい。基準の検査項目に入っているものは出せます。</p>
花島委員	<p>なぜそこにこだわったかと言いますと、見たままではわからない。かつて千葉県でも、六価クロムの数値が増えていた経過があるので、きちんと</p>

申請人	<p>示すことが大事だと思います。</p> <p>あと、造成のスケジュールや方法について、説明していただけますか。</p> <p>隣接地の造成現場のこともあるのですが、隣接は2月くらいに終わると いう中で、本件の許可が順調にいけば2月末くらいには出るものと考えて いますので、許可後、地主さんにどういう土を持ってくるかを説明しまし て、土を搬入し、4月末までには農地造成の完了を見込んでおります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>今井推進委員どうぞ。</p>
今井 推進委員	<p>推進委員の今井です。</p> <p>一点お伺いしたいのですが、盛土は土を持ってきて終わりなのか、現在 の畑の表土をとって、どこかに避けておいて、盛土した上に戻すのか、ど ういう形で行うのですか。</p>
申請人	<p>農地ですので、元の土の方が良いと思いますので、一度掘りまして、そ こに持ってきた土を入れて、掘った土を表土として使う形になります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p>
申請人	<p>ありがとうございました。</p> <p>【2番及び3番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第3号の2番及び3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第3号の2番及び3番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の2番及び3番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 農地法第3条の件、 1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件は、12月25日、地区担当の齋藤委員、櫻井推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図9ページをご覧ください。麦丸城橋上の畑1筆で、城橋の西約250メートルに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 農作業常時従事要件は、従事日数が180日ですので、150日要件を満たしています。 下限面積要件は、現在の耕作面積は14,411平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 櫻井推進委員どうぞ。</p>

<p>櫻井 推進委員</p>	<p>推進委員の櫻井です。 去る 12 月 25 日に調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されておりました。 本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとする ものです。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、 許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第 4 号の 1 番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 4 号の 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委 員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第 4 号の 1 番については、原案のとおり許可することに決 定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号 2 番について、審議及び採決を行います。 2 番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2 番） 本件は、12 月 25 日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と 1 月の現地調</p>

	<p>查班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図 10 ページをご覧ください。吉橋西芝山の畑 2 筆で、八千代西高等学校の東約 200 メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が 250 日ですので、150 日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は 25,714.54 平方メートルですので、すでに 30 アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5 番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5 番 安原です。</p> <p>去る 12 月 25 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 4 号の 2 番について、討論・採決を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>●議案第5号 農用地利用集積計画審議の件、 事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番から4番） お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和3年第1回総会議案第5号案内図の1ページをご覧ください。 本件の場所は米本平成の畑5筆で、八千代ふるさとステーションから南東約100メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は約5年7カ月となっています。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり米1.5俵です。 「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（5番） 続きまして、案内図の2ページをご覧ください。 本件の場所は佐山池の下の田1筆で、秀明大学グラウンドから北約40メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は5年となっています。</p>

	<p>す。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間米 30 キログラムです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は 200 日となっており、150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（6 番）</p> <p>続きまして、案内図の 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は佐山清水尻の田 1 筆で、神崎橋から西約 260 メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定です。期間は 5 年となっています。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は 300 日となっており、150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（7 番）</p> <p>続きまして、案内図の 4 ページをご覧ください。本件の場所は神野芝山の畑 1 筆で、平戸橋から東約 400 メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、貸借権の再設定です。期間は 3 年となっています。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間 30,000 円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は 250 日となっており、150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（8 番から 10 番）</p> <p>続きまして、案内図の 5 ページをご覧ください。</p>

	<p>本件の場所は上高野白幡の畑5筆で、八千代病院から南約280メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定です。期間は1年となっています。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は360日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>私からひとつ、申請番号1番から4番について、貸す期間が今年の2月から令和8年9月2日までと半端な期間を設定しているようなのですが、これについて何か理由がありますか。</p>
事務局	<p>こちらは、隣の農地にもイチゴハウスがありまして、そちらの期間が令和8年9月2日までとなっているため、終期を合わせたことによるものです。</p>
議長	<p>わかりました。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第5号については，原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第6号 農地法第3条下限面積（別段の面積）の設定について，事務局より概要の説明を願います。</p>
局長	<p>本件は，「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）により，農業委員会は，毎年，下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について，審議することとされています。</p> <p>このため，今年度も下限面積の設定について審議をお願いするものがありますが，昨年の総会において 50 アールから 30 アールと変更されており，今年においても，八千代市の下限面積を 30 アールとすることを提案するものです。</p> <p>詳細につきましては，担当よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>【詳細説明】</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>これは1年間しか有効でないということでしたか。</p>
事務局	<p>そのまま有効ではあるのですが，毎年検討を行うことが義務付けられています。</p>
議長	<p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>八千代市全域で 30 アールということですがけれども，例えば隣の佐倉市にも農地があるといった場合はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>その場合は，八千代市と佐倉市の農地の面積を足して計算をします。</p>

花島委員	30 アールでよろしいのでしょうか。
事務局	八千代市で権利を取得する際に、例えば、佐倉市で 1,500 平方メートル持っていて、八千代市で新たに 1,500 平方メートル取得すれば、面積要件は満たされます。ただ、佐倉市で権利取得する際は、佐倉市の下限面積が 50 アールですので、合わせて 5,000 平方メートルになる必要があります。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第 6 号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 6 号について、原案のとおり設定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第 6 号については、原案のとおり設定することに決定しました。
議長	●議案第 7 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明願います。
局長	農地の賃借料情報の提供は、農地法第 52 条により、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と定められておりますことから、賃借料の情報についてご審議いただくもの

	でございます。詳細は担当から説明申し上げます。
事務局	【詳細説明】
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 10番 立石委員どうぞ。
立石委員	10番 立石です。 水利費等の諸経費が含まれている場合がありますということですが、それをこの一覧表でどのように見比べればいいのかと思うのですけれども。
事務局	利用権設定の際に、水利費等の特約として、個人間で決めていただく場合があるのですが、こちらで把握しきれない部分がありまして、そのためどちらが払うというのは、この中のデータではわかりませんので、含まれている場合がありますということで注意書きをしております。
議長	どうですか。立石委員。
立石委員	おおむね値段を見れば、受け取れますけれども、もし間違っていれば大変なことになるので。
事務局	利用権設定の際、1反当りいくらという形で申請人から書いていただいた数字を計算したものがこちらになりまして、これに水利費等の諸経費が含まれている場合がありますということになるのですが、そちらに関しては、こちらでは把握しきれない部分がありますので。
立石委員	まあ、そこまでは詳しく出せないってことですね。
事務局	こちらとしては、賃借料の情報を提供することが目的になりますので、水利費等はこちらでは把握していないということです。
議長	昨年度と比較してどうですか。上がったとか下がったとかは。
事務局	田の方は上がりまして、畑の方は下がっております。
議長	他に質疑ありませんか。

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第7号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第7号について、原案のとおり提供することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第7号については、原案のとおり提供することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、議案第8号の審議にあたり、市長に対し、説明員の出頭を求めています。説明員は入室願います。</p>
議長	<p>【説明員入室】</p> <p>議事を進めます。 市長に対し、「(1)八千代市農業振興地域整備計画の変更について説明できる者、(2)番号2について、調剤薬局の開発について説明できる者、(3)番号3について、前面の八千代市道について説明できる者」の出頭を求めています。 それぞれの役割と担当課、お名前をお願いします。</p>
説明員	<p>農政課長の余田でございます。 同じく農政課主査の三橋と申します。 同じく農政課の吉田です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>議事を進めます。</p>

	<p>●議案第8号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について、</p> <p>まず、八千代市農業振興地域整備計画の変更について説明願います。</p>
説明員	<p>【説明員から説明】</p>
議長	<p>次に、番号2について、駐車場の進入路として調剤薬局の敷地を利用することとなりますが、開発の変更が発生しないかの説明を願います。</p>
説明員	<p>開発指導課と協議し、開発には当たらない旨の回答いただいております。</p>
議長	<p>最後に、番号3について、前面道路の幅員がせまく、舗装構成も大型車両に対応していないと思われませんが、市として問題ないか説明を願います。</p>
説明員	<p>土木管理課と協議し、問題ない旨の回答をいただいております。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>3番の案件について、中山カントリー側の道路については、大型車が頻繁に通っている道路ですので、問題ないとは思いますが、当該地に接している前面の道路が非常に狭く見えるのですが、万が一、大型トレーラーが何台も出入りしまして、舗装に不具合が出た場合どのような対応がとられるかということと、睦地区の小学生・中学生は自転車通学をしている子供たちが多く、そのあたりに対する注意喚起など、市のどちらが主としてお話しくださるのか、そのあたりをお聞かせください。</p>
説明員	<p>一点目につきましては、土木管理課が道路の担当課となっておりますので、そちらで協議していただく事になっております。</p> <p>二点目の交通安全関係に関しましては、土木維持課の方で安全施設を設置したりですとか、通学路関係ですと注意看板を設置しております。それから、警察の方でも、場合によっては通行規制もかけられることもありますが、規制がかけられた場合には大型トレーラー等が入れなくなってしまうので難しいとは思いますが、詳しいことは警察との相談になります。</p>

黒崎委員	農政課さんの立場として、立場がちょっと変わってしまうかもしれませんが、許可を出す際にそのようなお話をして差し上げた方が、住民の方たちへの配慮になるのかなと思いますので、ご参考にしていただければと思います。よろしくをお願いします。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 間野委員どうぞ。
間野委員	12番 間野です。 5番の軽微な用途変更についてなのですが、農業用倉庫を建てるにあたって、建築確認の60条証明と、現地確認はすると思いますが、この図面を見ると建ぺい率とかはこれで間に合うのですか。
説明員	こちらにつきましては、担当課の建築指導課で建築確認が取れる見込みがあるということで協議が整っておりますので、変更準備を進めております。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 説明員は退室してください。 【説明員退室】
議長	議事を進めます。 議案第8号について、八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業委員会として報告すべき意見はありますか。 【意見なしの声】
議長	それでは、意見なしということで異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】

議長	議案第8号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	●報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番から4番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番から4番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、八千代市表彰基準の改訂の要望について、総会運営

立石委員	<p>委員会の立石勝則委員長から説明願います。</p> <p>委員長の立石です。</p> <p>昨年12月11日及び、本年1月5日に、令和2年度第7回、第8回総会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>内容につきましては、資料として「八千代市表彰基準の改訂について」という要望書の案を、皆さまにお配りしてありますのでご覧ください。</p> <p>八千代市では、毎年、篤行者や市政功労者の表彰を行っています。</p> <p>現行の八千代市表彰基準では、5年以上在職した農業委員については、感謝状の表彰対象となるのですが、5年以上在職した推進委員、また、農業委員と推進委員を1期ずつ、通算5年以上務めた場合は対象とはならず、同様の職務を行っている中、不平等な取り扱いとなっておりますので、このたび、市長に対し基準の改訂について要望することを協議いたしました。</p> <p>本日この場で、皆さまのご賛同をいただければ、農業委員会の総意として、要望書を提出することといたしたいと考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>立石勝則委員長ありがとうございました。</p> <p>ただ今、説明がありましたが、質問または意見はありませんか。</p> <p>【「意見等なし」の声あり】</p>
議長	<p>意見等がないようですので、説明のとおり市長へ要望書を提出してよろしいか、農業委員及び推進委員の皆さまに伺います。</p> <p>説明のとおり市長へ要望書を提出することに賛成の農業委員及び推進委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、説明のとおり、八千代市表彰基準の改訂の要望書を市長へ提出することとします。</p>
議長	<p>次に、12月18日に開催された、第3回八千代市農業振興計画策定検討委員会に私が出席しましたので、報告します。</p>
議長	<p>2年間にわたって、この検討委員会が開催されてきました。改選によっ</p>

	<p>て前会長から私が引き継いで、4月、9月、12月と3回参加して、そして現在、八千代市第2次農業振興計画（素案）というものが出来上がりました。9月に行った検討委員会でさまざまな意見がありまして、それを踏まえ変更されたものになりました。また今回、パブリックコメント行ったのが大きなことだったのですが、10月15日から11月16日までおよそ1か月の期間を設けたのですが、1名の方から意見がありました。</p> <p>その内容を要約しますと、7項目くらいに分かれますが、長文でA4の紙4ページにわたって書いてあります。</p> <p>中身を見ますと、よその地区で新規就農をした人の経験などを踏まえて書いてあるような感じでした。</p> <p>これを受けて市は、特段、計画の変更をすることはないとの考えでありました。</p> <p>今年の2月上旬に審議会に諮って、答申をいただいて正案となれば印刷をして、3月中に出来上がるというふうに聞いております。</p> <p>私のこの検討委員会での活動も終了ということで、報告を申し上げます。ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問等なし」の声あり】</p>
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。
議長	次に、12月23日に開催された八千代市環境審議会に間野委員が出席されましたので、間野委員から報告願います。
間野委員	<p>12番 間野です。</p> <p>令和2年12月23日に第3回八千代市環境審議会に出席しましたので報告いたします。当日は、事務局である八千代市から提出された、第3次環境保全計画の素案に基づいて審議がなされております。</p> <p>この中で、特に事業者の関係に対する環境意識調査ということで、事業者の環境保全に対する考え方、環境に対する取り組み方、環境行政に臨む目的などについてアンケートが実施されております。この結果、廃棄物の分別、回収、省エネ、省資源化の取り組みについては、各企業とも積極的に努力されているようでした。</p> <p>また、温室ガス削減に取り組まれておりますが、市の温室ガス効果排出量は増加の傾向にあるということで、今後なお一層の取り組みが必要であろうということです。</p> <p>環境に配慮した設備導入については、高効率照明、要するにLEDなど</p>

	<p>は広く普及されているようで、その他の設備導入については、価格が高いということで、価格が障壁となっていることがわかっております。</p> <p>今後のスケジュールについては、素案に関係して、2月にパブリックコメントを実施するそうです。このパブリックコメントは3月上旬に調整して、中旬に環境審議会を開催して答申をする予定になっております。</p> <p>意見がございましたら、パブリックコメントが実施されますので、市に対して質問等があればいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問等なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>間野委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、第1回遊休農地対策委員会が開催されましたので、加茂委員長から報告願います。</p>
加茂委員	<p>委員長の加茂です。</p> <p>去る令和2年12月11日、総会の終了後に令和2年度第1回遊休農地対策委員会が開催されました。</p> <p>主な議題は、遊休農地対策委員会の今後の活動方針、それから対象農地や、農地を借り受ける農業者の選定方法等を検討し、決定をいたしました。</p> <p>委員会で議論した中で、そう大きくない遊休農地を、実際委員が現場に赴いて、それを解消してもあまり意味がないかというような意見もありましたけれども、やはり少しでも委員自身が汗をかいて、それを解消していく姿勢を見せ、またモデルケースとしても有意義ではないかということで、以前の通りいくつか選定をいたしまして、遊休農地の解消に向けて活動していくこととなりました。</p> <p>対象農地については、遊休状態を解消した後も実際農地として活用されていかなければ意味がありませんので、その利用がしやすい場所をできるだけ選定したいと思っております。</p> <p>借り受ける農業者についてですが、原則として、新規就農者への貸し付けを第1目標としまして、おおむね1年程度待ってもそれが現れない場合は、地元の担い手に貸し付ける方向で考えています。</p> <p>今後のスケジュールですが、2月の総会後に2回目の対策委員会を開催</p>

	<p>し、対象農地を決定したいと思います。その後利用権設定のうえ、草刈等をしていきたいと思ひます。</p> <p>遊休農地の選定ですけれども、私どもだけの情報だけでは限りがございますので、ぜひ委員の皆様からも情報をいただきたいと思ひております。それぞれの担当区域の中で条件の良い遊休農地がありましたら、事務局までご一報いただければ助かります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、遊休農地対策委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p>
	<p>【「質問等なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>加茂委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>最後に、第4回広報委員会が開催されましたので、長岡推進委員から報告願ひます。</p>
長岡委員	<p>推進委員の長岡です。</p> <p>12月の総会後に広報委員会を開催いたしましたので、報告させていただきます。</p> <p>出席委員は、間野委員、稲垣委員、佐藤委員、黒澤推進委員、綱島推進委員と私の計6名で、第46号の掲載記事について話し合いをいたしました。</p> <p>初めに、どういふ記事を載せるかという話し合いの中で、一番目に八千代市の農業をPRすることを目的に、農家の方へのインタビュー記事を掲載するというこゝで、候補者2名があがりました。</p> <p>第1候補者は新規就農で、麦丸でブルーベリーを栽培している方、第2候補者は、島田台でシクラメンを栽培している方にインタビューをお願いしたいと意見がまとまりました。</p> <p>二番目に、農業者年金を大きくPRしたいという意見もまとまりました。</p> <p>三番目に、頑張っている女性委員にインタビューを行い、八千代市の女性農家にPRするという意見もまとまりました。</p> <p>四番目に、毎年掲載している記事で、必要な情報を精査の上、掲載するという意見もまとまりました。</p> <p>以上、四つの意見をもとに掲載予定の記事内容を決定いたしました。</p> <p>まず表紙に、インタビューをした方の承諾が得られたら、その方の写真</p>

	<p>を載せたいと思います。2ページから3ページ目は、農業施策に関する意見書及び市長からの回答を掲載する予定です。4ページ目は、農地賃借料及び作業別農作業料金について、今までより有用な情報を提供できるよう検討しています。5ページ目は、人・農地プランの会議風景や、工程表を載せたいと思っています。6ページ目は、農政課からの依頼で利用状況調査の結果と、タケノコの出荷・販売に関する注意喚起を載せたいと思います。7ページ以降は、表紙で掲載する方へのインタビュー記事、農業者年金のPR、女性委員へのPR記事、空きスペースの状況によっては全国農業新聞のPRを載せる予定です。</p> <p>以上、農業委員会だより第46号を令和3年3月ごろに発行させる予定で会議を行っております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問等なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>長岡推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年分給与所得の源泉徴収票の交付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 2月8日（月）午後1時30分から 市役所 別館2階 第1・第2会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 1月29日（金） 担当委員：齋藤委員，市川委員 午後1時15分に事務局へ集合
議長	<p>以上で令和3年第1回総会を閉会します。</p>